

定 例 監 査 結 果 報 告 書

- 1 監査対象部署 国際文化交流部 観光交流課
- 2 監査実施日 令和7年1月28日
- 3 監査実施場所 監査委員室
- 4 監査の範囲 令和5年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 5 監査の執行者 監査委員 西村 一伸
監査委員 表 靖二
- 6 監査の実施手続

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料、関係する管理資料、申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め、事務局職員により、その内容の閲覧、帳簿突合、質問等の予備監査を行った。

また、監査当日は、国際文化交流部長ほか関係職員の同席の下、所属長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに、質疑を交わした。

7 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令に基づき適正かつ効率的、合理的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

監査の主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 収入及び支出事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (2) 契約事務は、関係法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (4) 施設の維持管理は、適正に行われているか。
- (5) 公金の取り扱いは、適正に行われているか。
- (6) 前回の監査で指摘した事項は、適正に改善されているか。

8 監査の結果

次に記載する改善要望以外の予算執行状況、財産の管理状況、事務事業の管理状況、安全対策及び前回指摘事項の項目については、おおむね良好に執行がなされているものと認められた。事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

<改善要望>

補助金交付要綱に定める補助率の例外規定の適用が常態化されている事案について、前回監査において、補助額や補助率の効果検証と基準の見直しを求めたものであるが、今回監査においても改善されていないままである。実態に即した適切な要綱運用が図られるべきである。

9 監査の結果に添える意見

観光は、人流の拡大とその消費活動により、地域の需要創造・雇用創出に大きな波及効果をもたらす裾野の広い分野であり、国内外の人々の交流を通じて新たな文化の振興、地域住民の郷土愛の醸成にも寄与する。その意味で、観光は、人口減少に直面する地域の再生・活性化の切り札として、今後も重要な役割を担っている。

2025年の大坂・関西万博は、インバウンド需要をさらに活気づけ、北陸地域への観光誘客に対する期待も大きい。アクセスに便利な空港・新幹線を有する本市の利点を最大限活用し、行き交う人々の多様な価値観・ニーズを的確に捉えながら、観光資源の掘り起こしとその有効活用による持続可能な観光振興の可能性を引き続き見出していただきたい。

本市には、歴史・文化・自然・産業・人など地域独自の多様で豊富な観光資源がある。これら資源を有機的に結び付け、新たな魅力を引き出しイメージの向上を図ることが望まれる。官民連携により、小松らしさを一層追求し、磨きをかけることで、地域活性化への好循環を生み出すことにもつなげられたい。